⑷　Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 6 May 2010 (by bringing or registered mail : 4 : 00 P.M. 6 May 2010)
⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Kunihiro Inoue, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―33 Sunport Takamatsu City, Kagawa-Pref 760―8554 Japan TEL 087―811―8304

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
平成22年3月11日
支出負担行為担当官
四国地方整備局次長　西本　光宏
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

○第10号

1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　高松港海岸耐震照査業務（電子入札対象案件）
⑶　業務内容　本業務は、高松港の海岸保全施設について現状の安定性及びレベル２地震動に対する耐震照査等を実施し必要に応じて対策を検討するものである。
⑷　履行期間　契約締結の日から平成23年３月14日とする。
⑸　本業務は、資料の提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
2　技術提案書の提出者として選定されるために必要な要件
技術提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　四国地方整備局（港湾空港関係）における平成21・22年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格のＡ等級の決定を受けていること。
⑶　その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
⑷　四国地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定がなされた者を除く。）でないこと。
3　技術提案書の提出者を選定するための基準
⑴　参加表明者の経験及び能力
⑵　予定管理技術者の経験及び能力
⑶　業務実施体制
4　技術提案書を特定するための評価基準
⑴　予定管理技術者の経験及び能力
⑵　実施方針等
⑶　特定テーマに対する技術提案
⑷　参考見積
5　手続等
⑴　担当部局　〒760―8554 香川県高松市サンポート３番33号高松サンポート合同庁舎　四国地方整備局総務部経理調達課契約管理係　電話087―811―8304
⑵　説明書の交付期間、場所及び方法
①　交付期間：平成22年３月11日から平成22年４月30日まで（最終日は16時00分まで）
②　交付方法：説明書は、入札情報サービスにより交付する。なお、書面による交付又は郵送等（着払い）による交付を希望する場合は、上記⑴の担当部局へ事前に申し込みすること。申し込みの期間は、上記①に示す交付期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く９時00分から16時00分までとする。
［入札情報サービスアドレス］
http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/
⑶　参加表明書の受領期間並びに提出場所及び方法
①　受領期間：平成22年３月11日から平成22年３月23日９時00分から16時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
②　提出場所：上記⑴に同じ
③　提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「持参等」という。）により提出すること。
⑷　技術提案書の受領期間並びに提出場所及び方法
①　受領期間：平成22年３月29日から平成22年５月６日９時00分から16時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
②　提出場所：上記⑴に同じ
③　提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参等により提出すること。
6　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金　免除
⑶　手続きにおける交渉の有無　無
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑹　関連情報を入手するための照会窓口　上記５⑴に同じ。
⑺　上記２⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の決定を受けていなければならない。
⑻　詳細は説明書による。
7　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : Numerical evaluation of the seismic performance of coastal structure in the port of TAKAMATSU
⑶　Time-limit to express interests by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 23 March 2010 (by bringing or registered mail : 4 : 00 P.M. 23 March 2010)
⑷　Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 6 May 2010 (by bringing or registered mail : 4 : 00 P.M. 6 May 2010)
⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Kunihiro Inoue, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―33 Sunport Takamatsu City, Kagawa-Pref 760―8554 Japan TEL 087―811―8304

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
平成22年3月11日
支出負担行為担当官
四国地方整備局次長　西本　光宏
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

○第11号

1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　須崎港海岸等耐震照査業務（電子入札対象案件）
⑶　業務内容　本業務は、須崎港等の海岸保全施設について現状の安定性及びレベル２地震動に対する耐震照査等を実施し必要に応じて対策を検討するものである。
⑷　履行期間　契約締結の日から平成23年３月14日とする。
⑸　本業務は、資料の提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
2　技術提案書の提出者として選定されるために必要な要件
技術提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　四国地方整備局（港湾空港関係）における平成21・22年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格のＡ等級の決定を受けていること。
⑶　その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
⑷　四国地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定がなされた者を除く。）でないこと。
3　技術提案書の提出者を選定するための基準
⑴　参加表明者の経験及び能力
⑵　予定管理技術者の経験及び能力
⑶　業務実施体制